

競争的資金事業における内部研究所の研究成果に基づく知的財産権の取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、競争的資金事業実施規程第2条に定める競争的資金事業に係る知的財産権の取扱いのうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究所（組織規程（13規程第2号）に規定する研究所のうち、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という）を除く研究所（以下「内部研究所」という）と生研センターとの間における基礎的研究業務に係る委託契約に基づく知的財産権の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領における用語は、以下のように定義する。

(1) 知的財産権

基礎的研究業務の成果により得られた発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発明又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標（以下、「発明等」という。）に基づく、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権及び育成者権

(2) 知的財産権等

知的財産権及び出願中の発明等

(3) 出願等

知的財産権の出願又は申請

(知的財産権等の管理)

第3条 内部研究所は、採択課題に係る試験研究成果による知的財産権について、あらかじめ、別記様式第1号の確認書を生研センターに提出し事前の約定を行う。

第4条 生研センターは、前条の提出を受けたときは、日本版バイドール条項の規程（産業技術力強化法第19条）を準用して、当該知的財産権等の出願、登録及び実施等に係る一切の管理の権限を、専ら内部研究所に委ねることができるものとし（以下、「専管」という）、それ以外の場合には内部研究所と生研センターが共同で管理するものとする（以下、「共管」という）。

2 前項の規定により、共管とする場合には、内部研究所及び生研センターは、それぞれが管理する割合（以下、「管理割合」という）について、協議により決定するものとする。

3 内部研究所は、委託試験研究の成果に係る出願等を行ったとき、及び設定の登録等を受けた

とき等の経過状況を、遅滞なく、生研センターに報告しなければならない。また、内部研究所は、出願を行う場合には、生研センターが実施する競争的資金事業の成果に係る出願である旨の記載を行う。

- 4 内部研究所は、第1項の規定により生研センターと共管する知的財産権等について、内部研究所の職員が行った発明等に係る知的財産権を受ける権利又は知的財産権を職員から承継するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 内部研究所は、第1項の規定により内部研究所が専管する知的財産権等を放棄しようとする場合には、あらかじめ生研センターと協議しなければならない。
- 6 内部研究所は、第1項の規定により内部研究所が専管する知的財産権等について、第三者に対し、譲渡する場合又は実施若しくは利用を許諾する場合には、あらかじめその旨を生研センターに報告するとともに、この要領の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させるために必要な措置を講じなければならない

(知的財産権等の実施)

第5条 内部研究所は、前条第1項の規定により内部研究所が専管する知的財産権等を、自ら実施し、若しくは利用したとき、又は実施若しくは利用を許諾した第三者が実施し、若しくは利用したときは、別記様式第2号の実施報告書によりその旨を生研センターに報告しなければならない。

- 2 生研センター及び内部研究所は、前条第1項の規定により共管する知的財産権等の実施又は利用を、必要に応じて、別に締結する実施契約で定める条件に基づき第三者に許諾することができる。

(実施料)

第6条 生研センター及び内部研究所は、第三者に対し、第4条第1項の規定により共管する知的財産権等の実施又は利用を許諾したときは、別に締結する実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

- 2 前項の規定により第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る生研センター及び内部研究所の管理割合に応じそれぞれを経理する勘定に振り分けるものとする。
- 3 生研センターは、内部研究所が生研センターと共管する知的財産権等を実施し又は利用するときは、別に締結する実施契約で定める当該権利に係る生研センターの管理割合に応じた額に相当する実施料を徴収するものとする。
- 4 前条及び前3項に定めるもののほか、生研センターが内部研究所と共管する知的財産権等の実施又は利用に関し必要な事項は、別に定める。

(収益納付)

第7条 生研センターは、第4条第1項の規定により発明等に係る知的財産権等の全部を内部研究所が専管することとした後、内部研究所が当該知的財産権等を自ら実施した場合及び内部研

研究所が第三者に譲渡し、又は実施若しくは利用を許諾した当該知的財産権等が実施されることにより収益が生じた場合には、その収益の一部に相当する額を勘定間の振替によって徴収する。

2 前項により内部研究所から生研センターへ勘定間の振替によって徴収する額は、次に掲げる計算式によるものとする。

(収益 - 当該知的財産権に係る出願費、登録料及び実施等に要する必要経費 (前年度までの納付金の算出において控除した金額を除く)) × 当該知的財産権等の寄与割合 × 1/2

(著作権等の利用)

第8条 内部研究所は、委託試験研究により納入された著作物に係る著作権について、利用する権利及び第三者に利用を許諾する権利を生研センターに許諾したものとする。

2 内部研究所は、生研センター及び第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、内部研究所が、当該著作者以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 内部研究所は、委託試験研究の成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託試験研究による成果である旨を明示するものとする。

(知的財産権等の報告)

第9条 内部研究所は、本委託試験研究の成果に係る特許等の出願等を行った場合、当該出願等について設定の登録等を受けた場合、又は著作物の創作を行った場合、それぞれ遅滞なく生研センターに報告するものとする。

2 内部研究所は、委託試験研究により作成し生研センターに納入する著作物については、当該著作物の納入後遅滞なく、別記様式第3号の著作物通知書を生研センターに提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めのない事項については、適宜、生研センターと内部研究所が協議して対応するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

確認書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名） ※契約書記載の代表者 印

平成〇〇年〇月〇日付け委託契約に基づく委託試験研究（課題名「
」）
について、生物系特定産業技術研究支援センターに対し、次の各号をすべて約する。

記

- 一 当該発明考案等に係る知的財産権の出願等を行ったとき又は設定の登録等を受けたときは、遅滞なく、報告する。
- 二 無償で当該委託試験研究の成果に係る知的財産権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 三 当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

別記様式第2号（第5条第1項関係）

知的財産権等実施報告書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名） ※契約書記載の代表者 印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（課題名「 」）に係る知的財産権について、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 知的財産権の種類
- 2 発明等の名称
- 3 知的財産権の出願若しくは設定登録の番号
- 4 実施者（注1）

注：1 当該知的財産権を受託者自らが実施した場合はその旨を、実施許諾した第三者が実施した場合については当該第三者の機関名を記載すること。

2 用紙は、日本工業規格A4版とする。

別記様式第3号（第9条第2項関係）

著作物通知書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長 殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名） ※契約書記載の代表者 印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（課題名「 」）に係る著作物について、下記のとおり通知します。

記

1 著作物の種類

2 著作物の氏名（名称）

3 著作物の題号

4 著作物の内容